

定款の規定に基づき、会員・加盟組織規約を次の通りに定める。

第1章 会員資格

第1条 (会員)

当法人の設立趣旨に賛同し、その活動に協力する者は、会員となることができる。

第2条 (会員資格の付与)

当法人の会員となることを希望する者は、代表理事にその旨を申し出るものとする。

2 代表理事は、会員となることを希望する旨の申出があった場合において、その申出をする者が当法人の会員として相応しくないと考える場合には、その旨を評議員会に報告するものとする。この場合において、評議員会は、審査の結果、当該者に対して会員資格を付与しないこととすることができる。

第3条 (退会)

会員が、当法人の会員であることをやめようとするときは、代表理事にその旨を申し出るものとする。

第4条 (除名)

会員について、当法人の会員として相応しくないと認める特段の事情がある場合には、評議員会の全員一致の決議によって、これを除名することができる。

2 会員の除名を行ったときは、評議員は、その直後の会員総会において、その旨及びその理由を説明しなければならない。

第2章 会員の権利義務

第5条 (会員の権利)

会員は、次の権利を有する。

- 1 会員は、会員総会に出席し、発言し、その決議に加わることができる。
- 2 会員は、会誌『歴史評論』及び会報の配布を受ける。
- 3 会員は、その行う当法人の設立趣旨に沿う研究・実践について、当法人の有効な援助を受けることができる。
- 4 会員は、会誌『歴史評論』に、論文等の投稿をすることができる。

第6条 (会員の義務)

会員は、会費を納入する義務を負う。

2 会費の額は、評議員会で定める。

第7条 (権利の停止)

会員が、定められた期間内に会費を納入しない場合には、納入の日までは会員としての権利を停止され、会誌の配布等を受けることができない。

第8条 (みなし退会)

会員が1年以上にわたり会費を滞納した場合には、代表理事は、その会員が、その会費の納付期限において、退会したものとみなすことができる。

第3章 会員総会

第9条 (会員総会)

すべての会員によって、会員総会を構成する。

第10条 (会員総会の招集)

会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は各事業年度の末日後3月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて、随時開催する。

2 会員総会は、理事会の決議に基づいて、代表理事が招集する。
3 評議員会、会員20名以上又は加盟組織の3分の1以上が、その議題とすべき事項を示して会員総会の招集を要求するときは、代表理事は、これを議題とする会員総会の招集をしなければならない。

第11条 (会員総会の権限)

会員総会は、次の事項に関する決議を行う。

- 1 定款第10条に基づく、評議員の選任に関する同意
- 2 定款第16条に基づく、定款変更、法人解散に関する同意
- 3 当規約の変更
- 4 その他当法人の運営に関する意見の表明

第12条 (会員総会への報告)

代表理事は、定時総会において、各事業年度の予算、計算書類の内容その他の事業運営の状況について、説明をしなければならない。

第13条 (会員総会の議案)

会員総会の議案は、第10条第3項の場合を除く他、理事会決議により定める。

第14条 (会員総会の決議)

会員は、会員総会において、各人1個の議決権を有する。

2 会員総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第15条 (議事録)

会員総会の議事については、議事録を作成し、これを当法人の事務所に備えおく。

第4章 加盟組織

第16条 (加盟組織)

当法人の設立趣旨に賛同し、当法人とともに活動する法人その他の団体で、相応の組織と活動実績を有するものは、評議員会の決議を経て、加盟組織となることができる。

第17条 (加盟組織資格の付与)

当法人の加盟組織となることを希望する団体は、代表理事にその旨を申し出るものとする。

- 2 代表理事は、当該団体が当法人の加盟組織として相応しいものであるかを審査した上で、これに加盟組織資格を付与するか否かを、評議員会に諮るものとする。
- 3 前項の申出をした団体を加盟組織と認める旨の評議員会決議は、全会一致により行う。

第18条 (脱退)

加盟組織が、当法人の加盟組織であることをやめようとするときは、代表理事にその旨を申し出るものとする。

第19条 (除名)

加盟組織について、当法人の加盟組織として相応しくないと認める特段の事情がある場合には、評議員会の全会一致の決議によって、これを除名することができる。

- 2 加盟組織の除名を行ったときは、評議員は、その直後の会員総会及び全国委員会において、その旨及びその理由を説明しなければならない。

第5章 加盟組織の権利義務

第20条 (加盟組織の権利)

加盟組織は、次の権利を有する。

- 1 加盟組織は、その推薦する者若干名を全国委員に就任させ、当法人の事業運営に関与することができる。
- 2 加盟組織は、その行う当法人の設立趣旨に沿う研究・実践について、当法人の有効な援助を受けることができる。

第21条 (加盟組織の義務)

加盟組織は、分担金を納入する義務を負う。

- 2 分担金の額は、評議員会で定める。

第22条 (権利の停止)

加盟組織が、定められた期間内に分担金を納入しない場合には、納入の日までは加盟組織としての権利を停止される。

第23条 (みなし脱退)

加盟組織が1年以上にわたり分担金を滞納した場合には、代表理事は、その加盟組織が、その分担金の納付期限において、脱退したものとみなすことができる。

第6章 全国委員、全国委員会

第24条 (全国委員)

各加盟組織によって推薦された者を、全国委員とする。

第25条 (全国委員の職務)

全国委員は、代表理事の業務の執行について助言、支援を行うとともに、これを監督し、その執行の状況が適切でないと認めるときは、その旨を評議員会及び会員総会に報告する。

第26条 (全国委員会)

すべての全国委員によって、全国委員会を構成する。

第27条 (全国委員会の招集)

全国委員会は、必要に応じて、随時開催する。

- 2 全国委員会は、理事会の決議に基づいて、代表理事が招集する。
- 3 全国委員が、その議題とすべき事項を示して全国委員会の招集を要求するときは、代表理事は、これを議題とする全国委員会の招集をしなければならない。

第28条 (全国委員会の権限)

全国委員会は、その決議によって、当法人の運営に関する意見の表明をおこなうことができる。

- 2 理事会は、全国委員会の決議に反する内容の、業務執行の決定をしようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

第29条 (全国委員会への報告)

代表理事は、全国委員会において、各事業年度の予算、計算書類の内容その他の事業運営の状況について、説明をしなければならない。

第30条 (全国委員会の決議)

全国委員は、全国委員会において、各人1個の議決権を有する。

- 2 全国委員会の決議は、出席した全国委員の議決権の過半数をもって行う。

第31条 (議事録)

全国委員会の議事については、議事録を作成し、これを当法人の事務所に備えおく。

第7章 附則

第32条 (規約の変更)

この規約の変更は、会員総会の決議をもって行う。

以上